

法科大学院における 民法の判例教育について（1）

松 岡 久 和^{*1)}
中 山 布 紗^{*2)}
松 本 克 美^{*3)}
和 田 真 一^{*4)}

目 次

- 一 はじめに
- 二 問題意識
- 三 本共同研究の計画
- 四 立命館大学法務研究科における基本科目の民法とその教材の特徴
- 五 民法学習における判例の位置づけ
- 六 2024年度のアンケートの概要

一 はじめに

本稿は、科学研究費補助金を受けた「法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究」（代表：松岡久和、研究分担者：中山布紗、松本克美、和田真一）¹⁾の2024年度における中間報告である。研究計画書、研

*1 まつおか・ひさかず 立命館大学大学院法務研究科教授

*2 なかやま・ふさ 立命館大学大学院法務研究科教授

*3 まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科特任教授 立命館大学名誉教授

*4 わだ・しんいち 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 24K04628（2024年度～2026年度）。

究資料（研究会レジュメやメモ、研究会録画、民法演習Ⅰ・Ⅱの教材、アンケート（匿名処理済））など公開可能な資料は、下記のグーグル・ドライブのフォルダ「法科大学院の民法判例教材」にアップロードしており、自由に閲覧・検証できる。そのため、本稿には、そのような資料そのものは原則として掲載しないこととした。

https://drive.google.com/drive/folders/1m03FXKIRlZzTtd5frSqeCsrOVJdr4Puj?usp=drive_link

二 問題意識

最初に、本共同研究の出発点となる問題意識を要約して説明する。

1 前提状況としての議論や共通認識の欠如

法科大学院での法曹教育においては、判例をふまえることが不可欠であるが、判例を含む教材の作成や利用は、各法科大学院の裁量に委ねられ、まとまった議論がされていない。それどころか、そもそもどういう教材を用いてどういう判例教育を行っているのか、という具体的な教育内容自体がほとんど公開されていなかった。我々共同研究者各人も、教科書や判例教材の編集・執筆に長年携わってきた。また、立命館大学法務研究科の民法科目においては、共同担当者の合議により整った教材が作成・改訂されてきており、意見交換を密に行っているが、それでも判例教育の内容について、自覚的な議論を行ったことはなかった。

かつて法学部の試験の内容やレベルがマスコミで取り上げられたことがあるが、そのおりにも他大学の法学部でどのような試験が行われているのかについてすら、互いに知る機会がなかった。そこで、松岡は、法学セミナー589号（日本評論社、2004年）の特集「全国法学部 これが民法の試験問題だ」の企画立案に協力し、当時勤務していた京都大学法学部の担当科目であった債権総論の問題を提供した。この企画には大きな反響があったが、法科大学院では、同様の企画がされたことはない。

また、松岡は、Web サイト（<http://matsuokaoncivillaw.private.coocan.jp/>）の前身を神戸大学勤務中の1997年に開設して以来、レジュメなどの教材、試験問題とその解説などを積極的に公開してきたが、同様のサイトは増えないばかりか、法科大学院のシラバスや教材などは、各校の学内向けに限定されたものがほとんどで²⁾、インターネット検索を通じた情報収集と共通認識の形成も困難になっている。

さらに法科大学院発足当初に作成された共通到達目標（コアカリキュラム）³⁾ が、その後の多くの法改正にもかかわらず10年以上改訂されないままになっている。

2 問題設定

共通認識の基盤が整理されていないこうした現状はきわめてよろしくない。議論の基礎となる資料を収集・整理し、それを踏まえた共通認識をもって議論を行っていくことが、今後の法科大学院教育の出発点となるべきではないのか、という問題意識である。法科大学院の判例教材を公開・整備し、教育方法の議論をオープン化していくことで、日本全国の法科大学院の教育レベルの向上に寄与することができるのではないか、と考える。

判例教材について、具体的には、次のような基本的な問題がある。① そもそも判例を法科大学院の教育の中でどのように位置づけるか、② どのような基準で教材として取り上げる判例を選ぶか、③ 選んだ判例をどの科目でどのような形で取り上げるか、④ 判例の射程を紛争事実との関係でどのように判断するか、⑤ 教育の成果をどのようにして検証するか、⑥ 検証した結果を教材の改訂にどのように反映するか、などである。

2) ここ1～2年の間に、全学規模で大学のシラバスが検索できるシステムが出来上がりつつあり、状況は少し変わってきている。もっとも、具体的な教材までは、引用資料の著作権の問題もあってか、インターネット経由で入手することが困難な状況は続いている。

3) 法科大学院協会のページ（https://www.lskyokai.jp/info_101019/）に2010年の第2次案修正案が掲載されている。各法科大学院では、これを参照して各校の目標を定めることとなっていた。

三 本共同研究の計画

1 対象の限定と拡大

判例教育を広く考えれば、科目に共通の要素もそうでない要素も存在するので、まずは、我々共同研究者の担当している民法科目を対象とした。さらに、同じ民法科目といっても、基礎科目（未修者を対象とする概要講義型）、基本科目（未修者・既修者を混成した議論を中心にする双方向・多方向のもの）、応用科目（司法試験を意識して事例問題の分析力、必要な判例や文献の調査・読解力、論理一貫した解決の構成力、文章による表現力などアウトプットに重点を置く）と、受講者のレベルに応じた違いがあり、各法科大学院での科目内容も相当異なる可能性がある（現状ではそのことすら明らかでない）。そこで、本共同研究では、法科大学院の基本科目の民法を中心に調査・検討を行い、必要に応じて、基礎科目や応用科目、民法以外の科目、さらには法学部での民法科目との対比をも考察することにした。

2 3年間の計画

おおむね次のようなものであり、2024年度の計画はほぼ実施できている。2025年度以降のものは1年目の実施実績をふまえて、当初の計画からの修正を考えている。

(1) 2024年度

① 教える側からの議論

広く関心のある方に呼びかけて研究会を複数回開催し、上記の問題設定で述べた具体的な基本問題を中心に議論をして、それを整理した。当初は、立命館大学の法務研究科と法学部の民法担当者が参加する民法研究会の場を借りて行うことを考えていたが、zoomを用いた研究会を開催し、縁のある民法学者にメールで参加を呼びかけることで、より広範な参加者を得

て、研究者教員の共通認識が明らかになり始めた。

研究会では、法科大学院での民法教育と法学部での民法教育との機能分担の問題なども議論し、その内容に即して、アンケート調査および面談調査の内容を決めた。

② 教わる側へのアンケートおよび面談調査

春学期の最初のアンケート実施のパイロット版として、松岡が担当する最終学年の応用科目である「民法総合演習」の受講者にまずは答えてもらい、回答をふまえて、アンケート内容を修正し、春学期の民法演習Ⅰと秋学期の民法演習Ⅱの受講者を対象にアンケート調査を行った。さらに、今年度の司法試験合格者に対しても、対照するために補充的なアンケート調査を行った。その概要は六で紹介する。現在、その分析検討中であり、教える側のアンケート回答がまだ十分揃わないので、詳細な分析は2025年度に持ち越した。

アンケートの整理は、2名のアルバイトに依頼していたが、1名は、法科大学院修了後の受験生（2024年度に司法試験に合格。上記の合格者アンケートは重複するので対象外とした）、もう1名は、元法科大学院生（合格されて2025年度に再入学）で、それぞれ、アンケートの回答を熟知されていたので、回答に見られる多様な意見をふまえてどう考えるかについて、インタビュー調査を実施した。

③ 立命館大学法務研究科の教材の合冊版の提供

立命館大学法務研究科で2024年度に使用した民法演習ⅠおよびⅡの教材（各回1週間前にA4版の印刷物を配布。合計30回分で合冊してA4約600頁）を、2024年度の授業期間終了後に合冊印刷して、全国の各法科大学院の専任の民法担当者宛に送り、本共同研究の意図を説明した。教材提供を要望する前提として、まずは「隗より始めよ」として立命館大学法務研究科の教材の具体例をすべてお示しする、という趣旨である。

④ 全国の法科大学院への教材の提供依頼とアンケート依頼

上記③と併せて、全国の法科大学院において基本科目としての民法で用いている教材の提供（印刷したものの郵送または電子データの提供）を依頼し、併せて判例教育についてのアンケート調査を行った。現在、その回答が集まりつつある。

⑤ 民法以外の研究者からの意見聴取

民事訴訟法学者である川嶋四郎教授が2025年1月に公刊された『法学教育の四半世紀』（日本評論社、2025年）の第8章（133～153頁）に、「法学教育における『判例学習』の展望——法科大学院時代における『判例学^(ママ)修』への総論的な処方箋」というたいへん優れた論稿⁴⁾を発見した。松岡は川嶋教授と以前からご縁があったので、急遽、zoomによる面談によりそのご意見を聴く機会を得ることができた（2025年3月28日）。

⑥ 研究成果の立命館法学での公開

本論文はその最初のものであり、次年度以降、(3)まで執筆予定である。

(2) 2025年度

- ① 全国の法科大学院から提供された教材の整理と分析
- ② 1年目に集めた各種アンケートの総合分析
- ③ 2025年度の民法演習Ⅰ・Ⅱ受講生へのアンケートおよび面談調査
- ④ 法科大学院等への面談調査

4) 初出は、法セミ614号（2006年）6-15頁の「イントロダクション 判例学習の基礎と展開（副題は同じ）」。この号の特集「判例学習5つの処方箋」には、角田美穂子「Ⅰ 事案整理・理解術」16-22頁、同「Ⅱ 法的分析・展開術」23-28頁、森田明「Ⅲ 法的議論・展開術」29-33頁、中川孝博「Ⅳ 事実認定術」34-39頁、門田孝「Ⅴ 判例整理術」40-45頁という学習案内的な色合いの5つの各論が続く。このうち民法研究者は角田のみである。いずれも含蓄に富むが、川嶋論文がこれらの総論として、体系的・網羅的な考察を展開している。

- ⑤ 以上の資料の電子データ化・整理・公開準備
- ⑥ 民法演習Ⅰ・Ⅱの暫定的改訂案の作成
- ⑦ 2025年度の研究成果の立命館法学での公開

(3) 2026年度

- ① 補充調査と補充的な議論
- ② 民法演習Ⅰ・Ⅱの教材改訂案による実験授業の実施と改訂に関するアンケート調査
- ③ 実験授業をふまえた教材案の再改訂
- ④ 最終的な研究成果の立命館法学および Web サイトでの公開

四 立命館大学法務研究科における基本科目の 民法とその教材の特徴

松岡は、2004年度の京都大学法学研究科法曹養成専攻（以下は大学名のみで表記）の開設の翌年から退職した2017年度まで、民法の基本科目としての「民法総合Ⅲ」の授業を担当し⁵⁾、「民法総合Ⅰ」担当の山本敬三、「民法総合Ⅱ」担当の潮見佳男と分担して、この3科目の教材である『民法総合事例演習』（有斐閣、2006年）⁶⁾を出版した。法科大学院発足から2～3年の

5) 「民法総合Ⅲ」の3クラスを横山美夏または橋本佳幸と分担した。分担者と松岡は、午前中の授業終了後、ワーキングランチにおいて、各クラスの進行度、出された質問、気になった点などの情報交換を行い、午後の授業や翌年度の教材の微修正などに反映させるようにしていた。

6) 同書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行および金融機関のATMの利用に関する変化などをふまえた修正を行い、第2部に「借地上建物の転々譲渡と表見法理」を追加した『民法総合 事例演習〔第2版〕』（有斐閣、2009年）に改版された。さらに、その後の民法の相次ぐ改正と授業担当者の交代を反映して、同書は、著者表示を「民法総合教材研究会編」に改め、『民法総合 事例演習〔第3版〕』（有斐閣、2023年）となった。少し判型が小さくなったこの第3版では、問題自体にかなりの修正が加えられているほか、利用頻度が低かった Checkpoints を削除し、必読判例・参考文献・参考文献なども大幅にアップデートされている（松岡は京都大学退職前後に改訂に

授業での実践経験を経て、問題の難易度を調整し、授業時間にこなせない多すぎる問題をカットし、全体のバランスを考えて3人で検討・調整して本になった。

同書は、法科大学院の民法教材として画期的で、唯一無二と言ってよいものであり、各法科大学院の教材作成にもかなり大きな影響を与えてきたと思われる。立命館大学の「民法演習Ⅰ・Ⅱ」とその教材についても、京都大学のそれと対比しつつ、その特徴を簡単に紹介する。

1 配当年次・単位数・内容

(1) 京都大学の場合

(a) 配当年次と単位

京都大学の「民法総合Ⅰ～Ⅲ」は、2年次前期・後期・3年次後期に順次配当される2単位の必修科目であり、民法の基本科目と位置づけられている。「民法総合Ⅰ」が意思表示・法律行為と契約全般、「民法総合Ⅱ」が物権関係（不動産賃借権に拡張）・財産帰属の保護としての不法行為と不当利得、「民法総合Ⅲ」が債権の保全・回収・担保を扱う。狭義の民法の基本科目はこの3科目のみであるので基礎知識を確認しつつ、判例を批判的に検討する能力を涵養するために実践を支える理論をしっかりと教える、ということに重点を置いている⁷⁾。

(b) 家族法の扱い

法科大学院発足に向けた法学部の民法科目の再編と法科大学院の民法科目の構成については、当時の専任教員が議論を重ねて、財産法に焦点を絞ることにした。家族法の研究者がいなかったことも影響しているかもしれない。そのため、法学部においても入門科目である「家族と法」以外に家

↘加わっている)。さらに、授業イメージを伝えるという役割を終えたということで実践編も収録されていない。しかし、教材としての趣旨は基本的に変わらない。

7) 前掲注5)の『民法総合 事例演習〔第3版〕』掲載の「初版はしがき」i～ii頁。

族法だけの専門科目はなく、主として民法第１部（民法総則）で親族法部分の重要問題を、民法第３部（債権総論）で相続法部分の重要問題を扱う。法科大学院でも未修者向けには２単位の「家族法の基礎」があるが、基本科目である「民法総合Ⅰ～Ⅲ」には、家族法の問題は基本的に含まれていない。財産法において理論的にしっかりした基礎を備えておけば、家族法は自習で足りるという考え方による。

（ｃ）授業の概要と教材の基本構成

「民法総合Ⅰ～Ⅲ」の合計４２回の授業^{８）}は、『民法総合 事例演習』の４２問を取り上げ、現在は、各科目には「フィードバック」という名称で、受講者からの質問に答える形での全般にわたる復習を行う機会を設けているとのことである（松岡在籍中はフィードバックはなかった）。教材では、おおむね２頁程度の複雑な設例が示され、そこで取り上げられるテーマが *Keypoints* として数点示され、さらに、質問事項である *Questions*、必読文献、参考文献Ａ、参考文献Ｂ、必読判例、参考判例と続く^{９）}。

設例の問題文は、特定の判例をモデルにしたものもあるが、多数の判例を素材にした事案を複数組み合わせたものが多い。１つの判例では論点に限られており、取り扱うテーマに関する重要ポイントを広く扱うためには、問題文は自作する方が望ましいと考えたためである。それゆえ、問題文は、やや複雑で分析力を要する。これに加えて、応用力を涵養する趣旨で、問題文の事実は、モデルとなった判例の事案とは微妙に異なるものとして設定されていることが多く、学説の理論動向をもふまえて、判例準則の射程を限定し、いろいろな解決案を検討することまで求める設問が多数含まれている。

８） 各科目１５回の９０分の授業のうち１３回が（双方向・多方向の）講義、１回が次述の「フィードバック」、１回が１２０分の定期試験と解説である。

９） それぞれの詳細な説明は、前掲注６）の『民法総合 事例演習〔第３版〕』掲載の「初版はしがき」iv～v頁。

そのため、『民法総合 事例演習』の問題は、司法試験の問題以上に難解であると評されることも多かった。第3版では、そのような評価を考慮して、問題文の多少の平易化が図られている。

(2) 立命館大学の場合

(a) 配当年時と単位および応用科目

立命館大学の「民法演習Ⅰ・Ⅱ」は、2年次春学期と秋学期に順次配当される2単位の必修科目であり、民法の基本科目と位置づけられている。民法科目には、この2科目のほか、3年次の2単位の選択応用科目として、春学期に民法総合演習、秋学期に民法展開演習を置いている。「民法総合演習」は、京都大学の教材『民法総合 事例演習』の中から、民法演習と重ならないか、より応用的な内容のものを選んで、授業内容としている。民法展開演習は、自作問題や司法試験の過去問を素材に、受講生に事前に起案を提出してもらい、複数の起案を対照しながら討論を行い、授業後に採点・添削したものを返却する（一定水準に達していなければ再起案の課題を課す）というアウトプットを中心にした授業内容である。

(b) 家族法の扱い

基本科目である「民法演習Ⅰ・Ⅱ」では、主として財産法の問題を扱い、「民法演習Ⅰ」が総則・物権・親族、「民法演習Ⅱ」が債権・相続を対象としている。家族法の問題には、「民法演習Ⅰ」の「離婚」の総合問題と、「民法演習Ⅱ」の「相続分の計算」及び「共同相続人の財産関係」の合計3回の授業が当てられている。授業の回数とテーマは、法科大学院発足直前に、当時の法学部所属の民法教員10数名がそれぞれの専門分野の問題案を持ち寄り、検討して決めた。その後、授業で使用した反応をふまえた問題の差替えや簡略化などを行い、さらに法改正や新判例登場に対応する修正を担当

者の協議によって毎年行ってきた¹⁰⁾。

（c）授業の概要と教材の基本構成

「民法演習Ⅰ・Ⅱ」の合計28回の授業¹¹⁾は、1頁前後の設例問題を参考判例を手掛かりに考えさせるものを中心となっている。『民法総合 事例演習』ほど難しくはない基礎的な問題が多い¹²⁾。設例問題以外に、破棄判例を原審から差戻審までじっくり読ませる回¹³⁾や複数の判例の関係を考えさせる回¹⁴⁾なども取り混ぜて、教材内容に変化をもたせている。同じテーマの関連する問題も併せて学習してもらおうと発展課題や関連課題を併せて掲載しているが、90分の授業時間でカバーするのが難しいことも多い。授業で学んでほしい重点を解説した「学習ポイント」を授業後に配布し、復

10) 第1回研究会では、法科大学院発足後は法学部の民法担当者の意見を聞く機会がなかったもので、学生の変化をふまえた感想を聞きたい、との和田の発言があったが、法学部民法担当者から意見を聞く機会は、2025年度のアンケート・インタビューに持ち越すことになった。

11) 各科目15回の90分の授業のうち14回が（双方向・多方向の）講義、1回が「中間到達度確認試験」（60分）と解説（30分）である。120分の「最終到達度確認試験」は授業15回とは別に時間が設定されている。

12) 担保関係は、既修者でも習熟度が低く、また登場人物も多数で複雑な法律関係が題材となるため、授業アンケートなどで難度が高かったという評価が多い。

13) 民法演習Ⅰでは、主たる債務者が反社会的勢力であった場合の保証人の錯誤主張の可否を扱う最判平成28・1・12民集70巻1号1頁、親権者の利益相反と代理権濫用を扱う最判平成4・12・10民集46巻9号2727頁、背信的悪意者からの転得者の処遇を扱う最判平成8・10・29民集50巻9号2506頁がこれに該当する。『民法総合 事例演習』では、これに相当するものは少ない。とりわけ、『民法演習Ⅰ』は、制限行為能力者の詐術を論じた大判大正6・9・26民録23輯1495頁をも印刷配布しており、初期の段階で判例原文の読み方に慣れる訓練の要素を含めている。

14) 民法演習Ⅰでは、94条2項の類推適用の判例を総合的に扱う回、簡単な設例に即して複雑な判例法理の関係を扱う「取得時効と登記」の回、土地抵当権に基づく競売の場合の法定地上権の成否と建物抵当権に基づく競売の場合の賃借権の帰趨を複合させて検討させる回、抵当権に基づく妨害排除についての2つの最高裁判例の異同を扱う回、賃料債権に対する抵当権者の物上代位と競合する権利主張との関係を扱う回、集合動産譲渡担保の回、離婚をめぐる法律関係を総合的に扱う回などがこれに該当する。『民法総合 事例演習』の設例も、複数の判例の関係を問題にするものはこれに近い。

習に利用してもらっているのです、授業で扱いきれなかった発展課題等の解説もそこに加えている。

(d) 『民法総合 事例演習』との違い

「民法演習Ⅰ・Ⅱ」の教材と『民法総合 事例演習』の顕著な違いは、参考判例・参考文献を絞ったうえ、授業で詳しく取り上げる予定のものを教材中に印刷して1週間前に事前配布していることである。「民法総合Ⅰ～Ⅲ」では、判例や文献は受講者が自分でコピーしたりダウンロードしてじっくり読んでくることを当然の前提としており¹⁵⁾、参考度合いの軽重自体をも受講生に判断させている。「民法演習Ⅰ・Ⅱ」では、印刷配布する★印の判例や文献は、必ず読んでくることという強い指示がされている。

2 教材で取り上げられている判例

(1) 京都大学の場合

『民法総合 事例演習』のデータを整理したエクセル表を作成した。版の違いによる変遷については本稿では省略し、第3版のデータをみていく。

「民法総合1」では、36判例（1件は別の回でも参照されて重複）が取り上げられ、設例のモデルとなったO-157中毒事件や最高裁判決がない地裁判決および2件の大審院判例を除いて、32件が最高裁判例であるが、最高裁の旧判例も民法（債権関係）改正との関係を問題にするものなど、9件と少ない。

「民法総合2」では、多様な事例が問題になる不法行為法の特質に対応して取り上げられる判例が非常に多く、63判例（2件は別の回でも参照されて重複）にのぼる。最高裁の旧判例は1件と少ない。物権変動に関する大審院

15) 京都大学では、法科大学院発足の初期には、何度か相互に授業参観を行って授業進行の方法を学習・検討する機会があった。そこでは、指示されている判例の事実関係まできちんと読み取れているかを質問により厳しくチェックする授業進行が、民法だけではなく、ほとんどの実定法科目で一般的に行われていた。

判例、「落日燃ゆ」事件および西淀川大気汚染公害事件の２件の地裁判決を除いて、60件が最高裁判例である。

「民法総合３」では、83判例（２件は別の回でも参照されて重複）とさらに多く、大審院判例が８件、法改正前の最高裁の旧判例等も９件と多い。法令や判例の変遷自体を考えさせる趣旨である。法律関係の構造の理解に重点が置かれた「債権者代位権」や関係者の行動を予測して紛争を回避する対応策を検討させる「抵当権と利用権」のように、判例が指示されていない回もある。

以上の３科目で182判例が取り上げられており、著名な最高裁判例が多いが、最高裁の旧判例や大審院判例も分野によってはかなり参照されている。

（２）立命館大学の場合

「民法演習Ⅰ・Ⅱ」においても、取り上げられている判例の一覧表とその性格をエクセルの表にまとめた。

「民法演習Ⅰ」では、74判例が取り上げられており、大審院判例が５件、最高裁の旧判例が３件含まれている。最高裁判例のないものや差戻審など下級審裁判例も少なくなく、７件あるが、62件は最高裁判例である。教材に印刷配布されたものは39件である。

「民法演習Ⅱ」では、54判例が取り上げられており、大審院判例２件、最高裁の旧判例は民法（債権関係）改正との関係を問題にするため10件と多い。教材に印刷配布されたものは27件と、「民法演習Ⅰ」より少なくなっているが、判例原文に慣れさせるという課題が「民法演習Ⅱ」では、なくなっているのが原因の１つである。

（３）両者の異同

「民法演習Ⅰ・Ⅱ」の２科目で128判例が取り上げられており、「民法総合Ⅰ～Ⅲ」の３科目182判例とは、授業時間数の違いにほぼ比例する。「民法演習Ⅰ・Ⅱ」で不足している分は応用科目でカバーされている。

学習上重要な判例として取り上げられているものには共通する著名判例が多い。松岡が両者に関与しているので、この2校の例だけからでは一般化できないが、現在の最高裁判例のみならず、最高裁の旧判例や大審院判例も分野によってはかなり参照されていて、現行法に至る経緯や判例の射程を理論的に考察する志向が現れている。

五 民法学習における判例の位置づけ

研究会での議論、川嶋教授の論文および川嶋教授との面談から考えると、教える側には、判例の位置づけにつき、ほぼ共通認識があるように感じられる。判例学習の意義は、個別紛争の解決のために具体的にどのように法を解釈し適用するのか、その前提としてどのように事実を整理するのかなどを事例に学ぶ点にある、などである。ただ、これは暫定的なものであり、まだ体系的に整理ができていないし、限られた時間でどの判例をどう選択するかについては悩ましい。アンケート等に現れた受講者や各法科大学院の民法担当者の意見をふまえて、今後、柔軟に変化する可能性を留保し、整理は続稿に委ねる。

六 2024年度のアンケートの概要

1 アンケートの経緯と内容

(1) 現・元受講生を対象とした4種のアンケート

(a) 自由記述方式

立命館大学では学期毎に2回、各科目の授業アンケートを行っているが、授業後の短い回答時間内に回答率を上げるため、主として5肢選択式の設問である。自由記述欄も設けてはいるが、記述は少なく、短い感想程度のもが多い。そのような方式では、今回のアンケート回答が実質的なものとはならないと予想されたので、基本的に自由記述とし、回答率を上げる

ため、アンケート回答には１件1000円の謝金を用意した¹⁶⁾。

簡単な質問だけでは十分書いていただけないおそれがあるので、誘導質問となるリスクを覚悟したうえで想定される解答例をいくつかガイドラインとして示した。

（b）内容の決定と実施時期

アンケート内容は、３回の研究会（うち１回は共同研究者だけのもの）においていただいた意見をできるだけ反映するようにして作成した。

そして受講している院生の反応を図るため、まず、３年次の応用科目である「民法総合演習」の受講者にメール添付で、前年までに受講した①「民法演習Ⅰ・Ⅱ」についてのパイロット版アンケートへの回答を求めた。

それをふまえ、１問目に書いていただいていた回答者氏名とメールアドレスに代えて、民法演習Ⅰでとくに印象に残った判例とその理由を問うものにした。この時点では②春学期「民法演習Ⅰ」アンケートは、第７問が誤って空欄のままになっていた。春学期の定期試験終了直後に、メール添付での依頼を定期試験を受験した82名の受講生全員に送って回答を求め、クラス担任に返信してもらうよう依頼した。

この２つのアンケートの結果については、第４回研究会で概要を報告し、反省点や改善点を議論した。これをふまえて、秋学期には、第７問を補充し、春学期のアンケートの結果をできるだけ反映させたものに修正し、定期試験直後に定期試験を受験した受講生70名全員に尋ねた。これが③秋学期「民法演習Ⅱ」アンケートである。

それと同時に、2024年度に司法試験に合格した29名のうち、民法総合演習ですでに回答を得ている者および面談による調査を実施した者を除いて、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」について、ほぼ同じ内容のアンケートへの協力を求めた。

16) 学内基準に基づく謝金額であり、回答者のメールアドレスにアマゾンギフト券を送る方式を取った。

比較対照として使うという意図であった。これが④ 合格者版アンケートである。

以下に、実施した③の秋学期「民法演習Ⅱ」アンケートを掲載する。

——以下、引用——

1 民法演習Ⅱでとりあげた判例で最も印象的なものは何ですか。その理由はなんですか。

※メールで民法演習Ⅱでとりあげた判例一覧を配布します。教材で取り上げなかった判例や、民法以外の科目での判例についても、合わせて書いていただければ参考になります。

2 あなたは法科大学院における民法を学ぶに際して、判例を扱うことの意味、あるいは、判例を学ぶことによって得る獲得目標をどう考えていますか。理由を含めてお書きください。

※他の科目における判例の意義と民法におけるそれとの異同をどう見ているかについても書いていただければありがたいです。目標が十分達成されたと感じていますかという点や、春学期と認識が変わったかどうかとも伺いたいです。

3 民法演習Ⅱで扱った判例の量と質についてはどう感じていますか（記入例：（量）多すぎる。／少なすぎる。／適切な量、（質）易しすぎる。／難しすぎる。／適切な難易度）。これらはあくまで例示ですので、これ以外でももちろん良いです。感じたことを率直に書いて下さい。

※短答式試験対策という面と、論文式試験対策という面の両面で述べて

もらえれば、より良いです。

※回答者自身にとってという主観的なものと、法科大学院で獲得するべき判例知識というやや客観的なものと、両面の関係をどう感じているのかについても意見を伺いたい。

【参考データ】 民法演習Ⅰの教材は合計274頁で１回平均19.6頁。民法演習Ⅱの教材は238頁で１回平均17頁。最長が１審から差し戻し審までである回の32頁（２回）、最短６頁。

４ 民法演習Ⅱでは、民法改正前の判例や場合によっては大審院の判例も扱っていますが、これについてはどう感じていますか（記入例：司法試験には不要。／丁寧に読めるようになる機会として必要。／授業で扱うことが必要な理由がわからない。）。これらはあくまで例示ですので、これらに限らず複合的なものでも良いです。感じたことを率直に書いて下さい。

※民法演習Ⅱでは配布して読んでいただいた大審院判例は第２回の①の１件のみです。判例解説だけを読んで判決原文を読まなくても不安ではないですか。

５ 民法演習Ⅱでは、第１審から最高裁（場合によっては差し戻し審）までを読んでいただく回を何度か設けていますが、これについてはどう感じていますか（記入例：訴訟の経緯と当事者の主張がわかって面白い。／長くて読み切れず苦痛である。／読むことの必要な理由がわからない。）。これらはあくまで例示ですので、これらにとらわれることなく、感じたことを率直に書いて下さい。

※14回の講義のうち、民法演習Ⅱでは、このような形式は第１回と第13回の２回の検討判例のみです。このような教材については、時間をか

けて読んでいただく意図を説明するよう心がけているつもりですが、ご理解頂けていますでしょうか。

- 6 次にあげる判例教材シリーズとしてあなたが現に使ったものとそれに感じる難易度や感想を教えてください。使っているものについてのみ、難易度と感想などを書き込んでください。誌名がないものは適宜追加して下さい。

記入例：民法講義。先生からの推薦を得て読んでみた。百選よりは記述が平易でその判決に至る説明がわかりやすいが、ところどころ高度で読みこなせていない。

民法判例百選Ⅰ～Ⅲ

判例プラクティスⅠ～Ⅲ

判例30！ 1～5

※すでに行った春学期のアンケートで回答が多かった上記3誌に絞りました。使われたものについてのみコメントをいただければ良いです。

- 7 民法の授業で取り上げる時間的な余裕がない重要な著名判例については、どのようにしてフォローされましたか。民法判例百選Ⅰ～Ⅲだけで足りましたか。短答対策も含めて、自分として判例を正確にたくさん知っておく努力をした工夫があれば、教えてください。

- 8 民法演習Ⅱでは、参考判例のうちの一部を★印を付けて教材に添付していました。印刷配布の要否と、印刷配布されていない判例を自分で調べて読んだか、について教えてください。

記入例：★で配布されるものはとりあえず読んだが、配布されていないものまでは調べる余裕がなかった。／参考になりそうな判例は自分で検索してでも読むようにしていた。

あくまで記載例なので、これにとらわれることなく自由に感想を書いて下さい。

※〈LEX/DB〉の判例総合検索その他インターネットによる情報検索を自分でどの程度活用できるようになったかなどが関連して伺いたいところ です。

9 判例解説や判例評釈のうち民法演習Ⅱにおいて★印をつけて教材に添付していないものについて、どの程度読む機会があるのかをお尋ねします。

記入例：最高裁調査官解説はできるだけ読むようにしている。／時間がないので読まない。／判例自体を読んでもわからないときには百選などを読む。

あくまで記入例なので、これにとらわれず、率直に事実を書いて下さい。

※アンケート結果を反映して、今年度の民法演習Ⅱの共同不法行為の回では、利用度に応じて pdf を提供するか否かを担当者の判断に任せてみましたが、複数クラスの進度の違い、各クラス毎の配付資料や補足説明の違い、中間到達度確認試験の問題の違いなどが担当者としては関連して気になっています。何か感じるところがあれば、ついでに書いて下さい。

10 最後に、このようなアンケートを行うこと自体や、尋ねている内容、尋ね方などについて、何かコメントがありましたら、自由に書いて下さい。

※アンケート結果については、匿名処理をしますので、個人名は外に出

ませんのでご安心ください。結果自体も、その分析もこの共同研究の成果として Web および立命館法学で発表する予定です。

長時間かかるアンケートに最後まで丁寧にご回答いただき、ありがとうございました。この成果は、皆さんの後輩の教育の改善に繋げるのみならず、日本の法科大学院における教育の現状と課題を明らかにするために活用いたします。

—————以上、引用終わり—————

(2) 各法科大学院の専任民法担当者に対するアンケート

2025年3月に、上記(三2(1)④)のアンケート調査を実施した。その内容は、教える側に立った形に質問を変形しているが、印象に残る判例を尋ねる部分を、①のパイロット版同様に回答者氏名とメールアドレスに戻した以外は、内容的に③とほぼ同じであるので、ここには掲載しない。また、その回答は、4月30日現在で、22法科大学院のべ40名、法学部教員や他分野に試験的に依頼して回答を得た3名とかなりの回答率であるが、さらに督促をして回答率をあげ、その集約と分析は、2025年度の中間報告に委ねる。

2 2024年度を受講生アンケートの結果の全体的な特徴

ざっと全体を眺めたところ、受講生アンケートの回答と教える側のアンケートの回答には、ギャップが感じられた。そのため、2025年度を受講生アンケートの回答率をあげてより実態を反映するように試みるとともに、教える側からのアンケート結果と対比しつつ詳細に分析・検討する必要がある。現時点では、その準備がまだ整っていないので、以下では、受講生アンケートの結果の全体的な特徴のみを記し、内容分析は、続稿に譲る。

（a） 回答率

①パイロット版アンケートは、民法総合演習が２クラスで17名という少人数授業で担当していた松岡との関係が密であったことが功を奏したか、14名から回答を得ることができ、82%と非常に高い回答率であった。これに気を良くして期待した②春学期民法演習Ⅰアンケートでは、夏期休業に入ったためか、82名の受講生のうち、回答を得られたのは28通で回答率は34%にとどまった。③秋学期民法演習Ⅱアンケートは、②と設問１以外は実質的に大きくは変わらない内容だったため、②の回答者が回答しなかったことが考えられ、70名の受講者から得られた回答は、残念ながら18名で回答率26%と②より少なかった。これと同時に実施した④合格者版アンケートは、24名の対象者から7名の回答を得た。回答率は29%で③と近い回答率であった。

（b） 記述の熱さ

自由記述にして正解だったと思われる。回答率は低かったが、回答してくれた方の回答は、多様な内容を豊富に含んでいる熱い記述が多かった。授業にも熱心に取り組んでいる成績良好者からの回答が多いとの印象であり、問題意識を有していたり、独自の工夫をしている者だからこそという内容である。他方、回答率から考えると、これが受講生の多数であるとはいえないので、いわばサイレントマジョリティをどう把握して、その隠れたニーズにどこまでどのように配慮していくかが課題として出てくる。

（c） パイロット版①、受講者版②③および合格者版④の有意差

回答内容には、回答者の属性の違いによる大きな有意差は感じられず、主要な回答のパターンはすでに①の回答で出揃っている感がある。

（d） アンケート自体への感想等

最後の問いに対しては、記述は少なかった。アンケートの趣旨とは直接

関係のない記述もあった。ただ、教わる側からも教える側からも、このようなアンケートに回答することでこの問題を意識して学習や授業を考える良い機会になったという感想と、共同研究結果の公開の希望が書かれていた。これは、当初の問題意識をアンケートを用いて少しでも共有してもらおうという意図の設問であったので、たいへん励みになるものである。

(以下、続稿)